

重要事項説明書
(小規模多機能型居宅介護)
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

有限会社ケアパートナー

小規模多機能ホームもも太郎

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業所番号 2190102620)

当事業所はご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。以下、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの(介護予防)は省略させていただきます。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。

◇ 目次 ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について (契約書第18条参照)
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
10. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社ケアパートナー
- (2) 法人所在地 岐阜県岐阜市黒野419-4
- (3) 電話番号/FAX 058-214-7005/058-293-5705
- (4) 代表者氏名 木野村和子
- (5) 設立年月 平成16年12月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業
平成24年3月20日 指定 岐阜市指令福介第192号

- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホームもも太郎
- (4) 事業所の所在地 岐阜県岐阜市黒野419 - 4
- (5) 電話番号/FAX 058-214-7005/058-293-5705
- (6) 管理者氏名 森 みどり
- (7) 当事業所の運営方針 ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成24年3月20日
- (9) 登録定員 25名
(通いサービス定員15名、宿泊定員5名)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 岐阜市岐北中学校校下内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	9時00分～18時00分
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	18時00分～翌9時00分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1人	0人	1.0人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	0人	1人	0.4人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	4人	9人	10.3人	日常生活の介護

4. 看護職員	0人	3人	1.8人	医務業務及び介護
---------	----	----	------	----------

<主な職種の勤務体制>

職種	職種勤務体制
1. 管理者	主な勤務時間 : 6:00～22:00 夜間の勤務時間 : 22:00～06:00
2. 介護支援専門員	
3. 介護職員	
4. 看護職員	

5. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、通常の場合利用料金の9割または8割が介護保険から給付され、

ご利用者の自己負担は費用全体の1割または2割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的に

にそれぞれのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます ((5) 参照)。

<基本介護サービス>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場でご契約者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴の介助または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

・ご利用者の状況に応じた適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

・ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

・血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

・ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受

③飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他ご利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>（契約書第6 条関係）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の利用料によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）。

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日…ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日…ご利用者と事業所の利用契約を終了した日

☆ ご利用者がまだ要介護、又は要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。

☆ ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

（下記（2）ア及びイ参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

イ 主な加算サービスについて

初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間に算定できる加算です。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。 ただし、要支援1の方については、月をまたがず加算が連続16日以上に及ぶ場合は区分支給限度基準額超過となり、超過した部分については自己負担額が10割となります。
認知症加算	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、介護を必要とする認知症状が見られるご利用者、または周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症状が見られるご利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定できる加算です。（要支援認定者は対象外となります。）認知症日常生活自立度により、認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）に分かれており、そのどれかを算定できる加算です。当社の算定加算は（Ⅲ）又は（Ⅳ）になります。

介護職員 処遇改善新加算Ⅱ	介護職員処遇改善新加算Ⅱ 保険給付サービス費合計×14.6%
総合マネジメント 体制強化加算Ⅱ	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。各サービスの特性に応じて、「地域における活動への参加の機会が確保されている」（小規模多機能、看護小規模多機能）ことなどの要件。
看護職員 配置加算	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者の職務に従事する常勤の看護師又は准看護師を1名以上配置することで、算定できる加算です。（要支援認定者は対象外となります。） 看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）にわかれており、そのどちらかを算定できる加算です。
サービス提供 体制強化加算	すべての小規模多機能型居宅介護従事者に対し、個別の研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること、ご利用者に関する情報や留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的で開催していることの他に従事者が一定基準※を満たしていることで算定できる加算です。サービス提供加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）にわかれており、そのいずれかを算定できる加算です。 ※（Ⅰ）介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上 （Ⅱ）介護福祉士が50%以上 （Ⅲ）介護福祉士が40%以上又は常勤職員60%以上又は勤続7年以上30%

※基本サービスの利用料金と主な加算料金については別紙の利用料金表を確認ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金 1日：1,600円（朝食：400円 昼食：600円 夕食：600円）

イ 宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

2,000円／1泊

ウ おむつ代

実費

エ レクリエーション、クラブ活動

1ヶ月：500円

利用料金：内容によっては材料代等の実費用等を負担していただくことがあります。

オ その他

上記の他、日常生活上必要なものであって、ご利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は1ヶ月分をまとめて請求させていただきますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

①現金支払い

②指定口座への振込み（次の金融機関に限らせていただきます。）

翌月の30日迄にお振込みください。

※金融機関：十六銀行 北方支店

（郵便局への振込みは行っておりません。）

③金融機関口座からの自動振替

翌月の27日に振替口座より引き落としさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆5. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象とならないサービスについては、既に実施され

たサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について
小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、ご契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者：小規模多機能ホームもも太郎 管理者 森みどり

○受付時間：365日 9時00分～17時00分 電話番号：058-214-7005

(2) 行政機関その他苦情受付機関

◆岐阜市役所福祉部 介護保険課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 TEL：058-265-4141

時間 月曜日から金曜日 8時45分から17時30分まで（土日・祝日・年末年始を除く）

◆岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

岐阜県国民健康保険団体連合会 4階 電話番号：058-275-9826

時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで（土日・祝日・年末年始を除く）

◆岐阜県運営適正化委員会

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 6階

時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで（土日・祝日・年末年始を除く）

電話番号：058-278-5136 ファクス：058-278-5137 電子メール：tekisei@winc.or.jp

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関等

当事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

名称：医療法人社団誠広会 平野総合病院

所在地：岐阜県岐阜市黒野176番地5

<協力医療機関>

名称：医療法人社団 英集会 福富医院

所在地：岐阜県岐阜市安食1228

<協力医療機関>

名称：のぞみ歯科クリニック

所在地：岐阜県本巣郡北方町加茂302

<協力医療機関>

名称：みながわ内科・循環器科クリニック

所在地：岐阜県岐阜市折立895-1

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、当法人の各対応マニュアルにより、岐阜市、市福祉事務所、主治医、救急隊、家族、協力医療機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生については、ご利用者の故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

10. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご利用者も参加して行います。

11. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用に

より破損等が生じた場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

＜ 重要事項説明書による利用料金表 ＞

○基本利用料金（1カ月につき）

※2割（3割）負担の方は下記金額の2倍（3倍）になります。

要介護状態区分等	介護給付費体系額 (同一居住者以外の登録者)	介護給付費体系額 (同一建物居住者)
要支援1	3,450円	3,109円
要支援2	6,972円	6,281円
要介護度1	10,458円	9,423円
要介護度2	15,370円	13,849円
要介護度3	22,359円	20,144円
要介護度4	24,677円	22,233円
要介護度5	27,209円	24,516円

○加算利用料金

項目		利用者負担金 (介護給付費体系額の1割)	備考
初期加算		30円/日	30日を限度とする
認知症加算	認知症加算(Ⅲ)	760円/月	認知症日常生活自立度によりどちらかを算定
	認知症加算(Ⅳ)	460円/月	
看護職員配置加算	看護職員 看護職員配置加算(Ⅰ)	900円/月	看護職員配置状況によりどちらかを算定
	看護職員 看護職員配置加算(Ⅱ)	700円/月	
	看護職員 看護職員配置加算(Ⅲ)	480円/月	

サービス提供強化加算	サービス提供強化加算(Ⅰ)	500円/月	職員の配置状況によりいずれかを算定
	サービス提供強化加算(Ⅱ)	350円/月	
	サービス提供強化加算(Ⅲ)	350円/月	
総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800円/月	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善新加算Ⅱ	保険給付サービス費合計 ×14.6%	